大阪経済大学公的研究費の取扱いに関する規程

2015年3月17日制定
2018年8月7日改正
2021年7月27日改正
2022年3月15日改正
2023年2月28日改正
2024年7月9日改正
2025年5月20日改正

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、大阪経済大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「公的研究費」とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の資金をいう。

２　この規程において「研究者等」とは、本学の教職員、その他の本学の公的研究費の運営および管理に関わるすべての者をいう。

３　この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与または謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程および法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

第２章　運営および管理体制

（最高管理責任者）

第３条　本学に、公的研究費の運営および管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

２　最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定および周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者および第５条に規定する研究コンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営および管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

３　最高管理責任者は、不正使用防止の取り組みを行うなど、さまざまな啓発活動を定期的に行い、研究者等の意識の向上と浸透を図る。

４　最高管理責任者は、この規程に定める最高管理責任者の職務の一部を統括管理責任者に委任することができる。

（統括管理責任者）

第４条　本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営および管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長をもって充てる。

２　統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、不正使用防止計画をはじめとする大学全体の具体的な対策を策定および実施し、研究コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

３　統括管理責任者は、前条第4項に基づき、最高管理責任者から委任を受けた職務を執行した場合、速やかに最高管理責任者に報告する。

（研究コンプライアンス推進責任者）

第５条　本学に、公的研究費の運営および管理について実質的な責任と権限を持つ者として研究コンプライアンス推進責任者を置き、統括管理責任者が指名する副学長をもって充てる。
２　研究コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
（１）　公的研究費の適切な管理・運営の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
（２）　不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
（３）　不正使用防止に向けた意識の向上と浸透を図るため、研究者等に対して定期的に啓発活動を実施する。
（４）　研究者等の公的研究費の管理、執行等の状況を確認し、必要に応じて改善を指導する。
３　研究コンプライアンス推進責任者は、以下の者を研究コンプライアンス推進副責任者（以下、「副責任者」という。）に任命することができる。
（１）　研究コンプライアンス推進責任者が指名する学長補佐（1名）
（２）　その他最高管理責任者が指名する者
（研究コンプライアンス推進委員会）
第６条　本学に、公的研究費の適正な運営および管理・執行する組織として、研究コンプライアンス推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
２　委員会は、次に掲げる者で組織する。
（１）　研究コンプライアンス推進責任者
（２）　研究コンプライアンス推進副責任者
（３）　研究コンプライアンス推進責任者が指名する学長補佐（1名）
（４）　教学・研究推進部長
３　委員会に委員長を置き、前項第１号の者がこれにあたる。
４　研究コンプライアンス推進責任者は、以下のうち、いずれかの者を研究コンプライアンス推進副責任者（以下、「副責任者」という。）に任命することができる。
（１）　研究コンプライアンス推進責任者が指名する学長補佐（1名）
（２）　最高管理責任者が指名する者
５　委員会は不正使用防止計画の推進を担い次に掲げる業務を行う。
（１）　資金の運営および管理・執行に係る実態の把握および検証に関すること。
（２）　関係部署と協力し不正使用発生要因の排除・改善策を講ずること。
（３）　行動規範に関すること。
（４）　その他、不正使用防止計画の推進について必要な事項に関すること。
６　委員会の事務局は、教学・研究推進部とする。
（職名の公開）
第７条　第３条から第５条の責任者（以下、「各責任者」という。）を置いたとき、またはこれを変更したときは、その職名を公開する。

第３章　適正な運営および管理のための環境整備

（法令等の遵守）
第８条　研究者等は、公的研究費の取扱いについては、「大阪経済大学科学研究費支出に関する内規」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」および関係法令ならびに交付等の際の条件を遵守しなければならない。
２　研究者等は、本学所定の「誓約書」を提出しなければならない。
（経理事務）

第９条　公的研究費に係る支出に関する取扱いは、本学の経理規程、旅費規程およびこれらに基づく定めによるもののほか、「大阪経済大学科学研究費支出に関する内規」により取り扱う。

（相談窓口）

第10条　公的研究費に係る事務処理手続および使用ルール等に関する学内外からの相談を受け付けるための窓口（以下、「相談窓口」という。）を設置する。

２　相談窓口は、研究推進課に設置するものとし、公開する。

第４章　公的研究費の適正な運営および管理

（執行状況の確認等）

第11条　研究コンプライアンス推進責任者は、システム等により随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

２　公的研究費の執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、研究コンプライアンス推進責任者は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示す。

（発注段階での財源の特定）

第12条　研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注する。

（取引業者との癒着防止）

第13条　発注または契約する際は、「大阪経済大学科学研究費支出に関する内規」等の定めにより行うこととし、発注または契約を研究者等に委任する場合においても、研究コンプライアンス推進責任者は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずる。

（発注および検収業務等）

第14条　物品の購入、製造および修理に係る契約に伴う発注および検収業務については、「大阪経済大学科学研究費支出に関する内規」等の定めにより行う。

２　非常勤職員等の雇用により研究協力を得る場合は、当該研究の研究担当者および事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理する。

（資産性の物品等の取り扱い）

第15条　公的研究費（直接経費）により購入した資産性の機器、備品（以下、「備品等」という。）または資産性の図書について、本学に現物寄付しなければならない。

２　研究者が当該研究を継続し、かつ他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、当該研究に係る資産性の備品等または資産性の図書を研究者に返還する。

（出張の確認）

第16条　研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ研究コンプライアンス推進責任者の承認を得るものとし、出張後は報告書およびその事実を証明するものを提出しなければならない。

２　出張計画の実行状況等の把握・確認については、監査室が行う。

（業者への対応および不正な取引に関する措置）

第17条　不正な取引を防止するため、事務発注をする取引業者に対し、本学の公的研究費に関するルールを周知徹底し、誓約書を提出させる。

２　不正な取引に関与した業者については、「学校法人大阪経済大学固定資産および物品調達規程」第8条に基づき、取引停止等の措置を講ずる。

第５章　不正使用の防止

（不正使用防止計画推進部署）

第18条　不正使用の防止計画を推進するため、不正使用防止計画推進部署を研究推進課に設置する。

（不正使用防止計画の策定等）

第19条　不正使用防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに不正使用防止計画等の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

２　不正計画防止計画推進部署は監事と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正使用防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

第６章　不正使用への対応

（告発）

第20条　不正使用の疑いが存在すると思料する者は、原則として書面、電話、FAX、電子メールおよび面談による告発を、次条に定める通報窓口において行うことができる。

２　次条に定める通報窓口の責任者は、告発や情報提供（以下、「告発等」という。）があった場合には、統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかに報告しなければならない。

（通報窓口および相談窓口の設置）

第21条　通報の窓口は「学校法人大阪経済大学公益通報に関する規程」で定める通報窓口とし、相談窓口は教学・研究推進部に設置し、公開する。

２　告発等の受け付けに当たっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

（告発等の取扱い）

第22条　統括管理責任者は、次の各号に掲げる要件に従い、前条による告発の受理または不受理を決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。

（１）　告発は、原則として、顕名により行われ、不正使用を行ったとする研究者・グループ、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されていると判断されるものを受理する。

（２）　匿名による告発があった場合、その内容が前号と同様のものであると判断されるときは、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

２　最高管理責任者は、前項の規定により、統括管理責任者から、告発の受理または不受理を決定した旨の報告を受けた場合には、告発者へその旨を通知する。

３　告発があったが、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、告発があったが、本学の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。

４　学会等の研究者コミュニティや報道により不正使用の疑いが指摘された場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

５　不正使用の疑いがインターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

６　文部科学省等資金配分機関による調査の求めがあった場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

７　告発の意思を明示しない相談については、統括管理責任者はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。これに対して告発の意思表示がなされない場合においても、統括管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができる。その場合、統括管理責任者は最高管理責任者への報告を要する。

８　不正使用が行われようとしている、あるいは不正使用を求められているという告発・相談については、統括管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、最高管理責任者に報告するとともに被告発者に警告を行う。

（事案を取り扱う機関）

第23条　本学に所属する（どの研究機関等にも所属していないが、専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に係る不正使用の告発があった場合、原則として本学が告発された事案を取り扱う。

２　告発者が本学を含む複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で取り扱う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。

３　被告発者が本学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案を取り扱う。

４　被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に本学に所属しており、既に本学を退職している場合、現に所属している研究機関が本学と合同で、告発された事案を取り扱う。被告発者が本学を退職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が告発された事案を取り扱う。

５　本学が、前項の規定により事案を取り扱うこととなった場合は、被告発者が現に本学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に対応する。

６　本学による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る資金配分機関が特に認めた場合、本学は当該資金配分機関に調査を委託することができる。この場合において、当該資金配分機関から協力を求められたときは、本学は誠実に協力する。

７　本学は、他の研究機関または学会等に対し、調査を委託することまたは調査に関する協力を依頼することができる。

８　前項の規定により対応ができない場合は、別の取扱いをすることができる。

（予備調査）

第24条　統括管理責任者は、委員会の意見を聞いて予備調査の要否を判断する。

２　前項において、予備調査が必要と認めたときは、委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

３　委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、または関係者のヒアリングを行うことができる。

４　委員会は、第26条に定める調査委員会による調査（以下、「本調査」という。）の証拠となり得る関係書類、会計書類、購入物品、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

５　委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

６　告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを検討し、判断する。

７　委員会は予備調査の結果を統括管理責任者に報告する。

（本調査の決定）

第25条　統括管理責任者は、前条第7項による調査結果の報告を受け、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、本調査の要否を決定する。

２　統括管理責任者は、本調査の要否を最高管理責任者に報告するとともに、当該資金配分機関等に報告する。

３　最高管理責任者は、本調査を行う場合、その旨を告発者および被告発者に通知し、本調査への協力を求める。被告発者が本学の教職員または大学院生（研究生、学部学生を含む）でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

４　最高管理責任者は、本調査を行わない場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関等や告発者の求めに応じ開示する。

５　最高管理責任者は、本調査を行う場合、当該事案に係る資金配分機関等に本調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法について報告、協議する。

６　最高管理責任者は、本調査にあたって、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように配慮する。

（本調査）

第26条　前条により本調査を行うことが決定した場合には、統括管理責任者は、本調査を行うため、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

２　調査委員会の組織、委員の任期、その他調査委員会に必要な事項については、統括管理責任者が定める。

３　調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　研究コンプライアンス推進責任者。

ただし、この者が告発者および被告発者と直接の利害関係を有する場合は、統括管理責任者が指名する教職員をもって充てる。

（２）　統括管理責任者が指名する教職員1名。

（３）　法律の知識を有する本学に属さない外部有識者 1名以上。

（４）　会計の知識を有する外部有識者1名以上。

４　前項第2号に規定する委員は告発者および被告発者と、前項第3号および第4号に規定する委員は本学、告発者および被告発者と、直接の利害関係を有しない者でなければならない。

５　委員会に委員長を置き、第3項第１号がこれにあたる。

６　調査委員会は、本調査を行うことが決定されてから30日以内に本調査を開始する。

７　本調査は、次の各号に掲げる方法により行う。

（１）　告発された当該研究に係る会計書類や購入物品、研究ノート、実験資料等の各種資料の精査や、関係者のヒアリングなど

（２）　被告発者の弁明の聴取

８　調査の対象となる研究には、告発に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究も含めることができる。

９　調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとる。

（１）　告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。

（２）　調査委員会は、前号の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

10　調査委員会は、次に掲げる事項について、調査を行う。

（１）　不正使用が行われたか否か

（２）　不正使用が行われたと認められた場合は、その内容、不正使用に関与した者とその関与の度合い、不正使用の相当額等および不正発生要因

（３）　不正使用が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か

11　調査委員会は、前項第3号の調査を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

12　調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、すみやかに認定し、その結果を統括管理責任者を通じて、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は認定された結果を当該事案に係る研究活動の資金配分機関等に報告する。

13　調査委員会は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を提出する。

14　調査委員会は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該資金配分機関等の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

15　調査委員会の事務局は、教学・研究推進部とする。

（告発者等への通知）

第27条　最高管理責任者は、前条第3項に基づく決定を受け、告発者および被告発者に、調査委員会委員の氏名および所属を通知する。被告発者が本学の教職員または大学院生（研究生、学部学生を含む）でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

２　告発者および被告発者は、前項により通知を受けた調査委員会委員について、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に最高管理責任者に対し異議申立てを行うことができる。

３　最高管理責任者は、前項による異議申立てがあった場合、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させる。

４　最高管理責任者は、前項により委員を交代させたときは、その旨を告発者および被告発者に通知する。

（不正使用に関する認定）

第28条　調査委員会は、第26条による調査の結果、本調査の開始後、90日以内に、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して、次に掲げる事項について認定を行う。

（１）　不正使用が行われたか否か

（２）　不正使用が行われたと認められた場合は、その内容、不正使用に関与した者とその関与の度合い、不正使用の相当額等

（３）　不正使用が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か

２　調査委員会は、被告発者が本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正使用の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正使用と認定する。

３　調査委員会は、第１項に定める認定の結果を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告する。

４　調査委員会は、第１項に定める期間内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理由および報告の予定日を明らかにし、最高管理責任者の承認を得る。

（関係各所への通知）

第29条　最高管理責任者は、前条に基づき不正使用に関する認定を行った場合は、速やかにその旨を次の各号に掲げる者に文書で通知する。

（１）　関係所属長

（２）　告発者および被告発者（被告発者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）。ただし、被告発者が本学の教職員または大学院生（研究生、学部学生含む）でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関

２　最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、前項に加え告発者が所属する機関に通知する。

３　最高管理責任者は、不正使用の認否に関わらず、その結果を理事会に報告する。

（最終報告書の提出）

第30条　統括管理責任者は、第28条による認定結果を受け、研究コンプライアンス推進責任者に当該不正使用の再発防止策等の検討を依頼する。

２　研究コンプライアンス推進責任者は、委員会を招集し、当該不正使用の再発防止策等の検討を行い、不正使用防止計画推進部署と協議の上、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、統括管理責任者に提出する。

３　統括管理責任者は前項の最終報告書を確認の上、最高管理責任者に提出する。

４　最高管理責任者は告発等の受付から210日以内に最終報告書を当該資金配分機関等に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。

（不服申立て）

第31条　第28条の規定により不正使用が行われたと認定された被告発者または告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

２　最高管理責任者は、不正使用の認定に係る不服申し立てがあった場合、告発者に通知する。また、告発が悪意に基づくものと認定された告発者から不服申し立てがあった場合、被告発者に通知する。加えて当該事案に係る資金配分機関等に報告する。

３　不服申立てに係る審査は、第26条の定めに準じて当該本調査と同じ調査委員会が行う。

４　調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の却下あるいは再調査の開始を決定する。

５　調査委員会は、不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は当該事案に係る資金配分機関等に報告する。

６　調査委員会は、不服申立てに係る再調査を開始した場合は、60日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。

７　最高管理責任者は再調査結果を告発者、告発者が所属する機関および被告発者に報告する。加えて当該事案に係る資金配分機関等に報告する。

（研究資金の返還・執行停止等）

第32条　最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定を行った研究活動に係る研究資金については、不正使用の重大性、悪質性および不正使用の関与の度合いに応じて全額または一部を返還させる。

２　最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の執行停止を命ずる。

３　最高管理責任者は、研究資金の交付中に不正使用が行われたと認定を行った研究活動に係る研究資金については、不正使用の重大性、悪質性および不正使用の関与の度合いに応じて執行停止を命ずる。

４　最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定された論文等の取り下げを勧告する。

（研究資金への応募資格の停止等の措置）

第33条　最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定を行った場合は、研究資金への応募資格の停止等の措置を講ずる。

（調査結果の公表）

第34条　最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定を行った場合は、速やかに調査結果を公表する。

２　前項の規定に基づく調査結果の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

（１）　不正使用に関与した者の氏名・所属

（２）　不正使用の内容

（３）　公表時までに行った措置の内容

（４）　調査委員の氏名・所属

（５）　調査の方法・手順

（６）　その他必要と判断した事項

３　最高管理責任者は、不正使用が行われなかったとの認定を行った場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、学会、報道、インターネット等の外部からの指摘による調査事案等の場合、不正使用を行わなかったと認定された者の利益を守るために必要な場合には、調査結果を公表することができる。

４　最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認められた場合において、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、速やかに告発者の氏名・所属および悪意に基づく告発と認定した理由に関する調査結果を公表する。

（懲戒）

第35条　不正使用が行われたと認定された被告発者または告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対して、「学校法人大阪経済大学就業規則」等の関係規則の定めるところにより手続きを行う。

（遵守事項）

第36条　この規程に定める告発等および調査に携わる者は、公正不偏な態度を保持するとともに、調査および審議により知り得た秘密を漏らしてはならない。

（告発者等の保護）

第37条　最高管理責任者は、告発者に対して、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発を行ったことを理由に、配置転換や懲戒処分等の措置を講じてはならない。

２　最高管理責任者は、被告発者に対して、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動の禁止、配置転換や懲戒処分等の措置を講じてはならない。

第７章　モニタリング等

（監査制度）

第38条　公的研究費の適正な管理のため、「学校法人大阪経済大学内部監査規程」（以下、「内部監査規程」という。）に基づき、公正かつ的確な監査を実施する。

（内部監査）

第39条　監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査および会計監査を実施するほか、監事および不正使用防止計画推進部署と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施する。

第８章　その他

（内規等への委任）

第40条　この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第41条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴いて、理事長が行う。

附　則

１　この規程は、2015年3月17日に制定し、2015年4月1日から施行する。

なお、この規程の施行に伴い、「大阪経済大学科学研究費取扱規程」および「公的研究費等の不正使用防止に関する申し合わせ」を廃止する。

２　この規程は、2018年8月7日に改正し、2018年5月1日に遡って施行する。

３　この規程は、2021年7月27日に改正し、2021年9月1日より施行する。

４　この規程は、2022年3月15日に改正し、2022年4月1日より施行する。

５　この規程は、2023年2月28日に改正し、同日より施行する。

６　この規程は、2024年7月9日に改正し、2024年4月1日より施行する。

７　この規程は、2025年5月20日に改正し、同日から施行する。